

事 務 連 絡
平成 2 5 年 4 月 4 日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会 御中

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課
財 務 課

教育公務員の雇用と年金の接続に係る留意事項について

平成 2 5 年 3 月 2 6 日、別紙 1 のとおり、「国家公務員の雇用と年金の接続について」（以下「本閣議決定」という。）が、閣議決定されました。本閣議決定においては、国家公務員の雇用と年金の接続を図るとともに、「地方公務員の雇用と年金の接続については、各地方公共団体において、本決定の趣旨を踏まえ、能力・実績に基づく人事管理を推進しつつ、地方の実情に応じて必要な措置を講ずるよう要請する。」とされています。

これを受け、別紙 2 の通り、総務副大臣より「地方公務員の雇用と年金の接続について」（総行高第 2 号、以下「総務副大臣通知」という。）が発出され、「地方公務員の雇用と年金を確実に接続するため、各地方公共団体において、本閣議決定を踏まえ、能力・実績に基づく人事管理を推進しつつ、地方の実情に応じて必要な措置を講ずる」よう要請がなされました。

貴教育委員会におかれては、教育公務員の雇用と年金の接続について、下記の事項に留意の上、適切な対応をお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会に対し、周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 平成 2 5 年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴う教育公務員の雇用と年金の接続については、現行の地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の再任用制度に基づき、総務副大臣通知を踏まえ、適切に対応すること。

2. 各都道府県教育委員会においては、総務副大臣通知の記1に基づき教職員を再任用する一方、学校における教職員の年齢別構成の適正化を図る観点から若手教職員の安定的・計画的な確保に努めることが必要である。

このため、各都道府県教育委員会においては、対象者の再任用に係る意向を事前に把握したり、各都道府県の実情に応じて、例えば、標準定数の範囲内における臨時的任用など非正規任用の教職員の配置枠を計画的に正規任用の教職員の配置枠に切り替えるなど必要な措置を講じること。

3. 地方公務員法第28条の5第1項に基づく短時間勤務の再任用教職員については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第17条第1項又は公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第23条第1項の規定に基づき、標準定数に換算できるとされている。

各都道府県教育委員会においては、総務副大臣通知の記1ただし書きに基づき任用される短時間勤務の再任用教職員について、各都道府県の一般職に属する短時間勤務の再任用職員に関する定数上の扱いとの均衡等に留意して、この規定に基づき標準定数に換算するかどうか判断されたいこと。

【担当】

<全般>

初等中等教育企画課教育公務員係

電話：03-5253-4111(内線4675)

<2. 及び3. について>

財務課制度企画プロジェクトチーム

電話：03-5253-4111(内線2072)

○地方公務員法

(昭和二十五年法律第二百六十一号) (抄)

(定年退職者等の再任用)

第二十八条の四 任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等（第二十八条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者又は定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして条例で定める者をいう。以下同じ。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

2～5 (略)

第二十八条の五 任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のもの占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。第三項及び次条第二項において同じ。）に採用することができる。

2・3 (略)

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

(昭和三十三年法律第百十六号) (抄)

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算)

第十七条 第六条の二から第九条まで又は第十条の二から第十四条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校（共同調理場を含む。）に置く校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

2 (略)

○公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律
(昭和三十六年法律第百八十八号)(抄)

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算)

第二十三条 第八条から第十二条まで又は第十六条から第二十一条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は特別支援学校の高等部に置く校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

2 (略)